

長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」における行事等掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」へ行事等の広報を希望する場合の申込手続き、掲載可否の判断等について基準を定めるものとする。

(共通基準)

第2条 掲載することができる行事等は、次の各号を全て満たすものでなければならない。

- (1) 行事等の内容が、妊婦、子ども、子育て世帯等を対象としたものであり、長崎市における子ども・子育て支援に寄与すると思われる内容であること。
- (2) 掲載する行事等は、長崎市での開催、長崎市民または長崎市内本拠地を置く団体が主催するなど長崎市と関わりの深いものであること。

(個別基準)

第3条 前条に規定する共通基準を全て満たすものであっても、次の各号に該当する場合は掲載しない。

- (1) 営利目的又は営利的性格が強いもの（実費相当参加費の徴収は可）
- (2) 企業宣伝を目的とするもの
- (3) 公序良俗に反する又はその恐れがあるもの
- (4) 政治的、宗教的活動に該当するもの
- (5) 活動基盤、事業目的が不明瞭で業務遂行能力がないもの
- (6) その他掲載することが不相当と認められるもの

(行事等掲載の申込み)

第4条 行事等の掲載を希望する場合は、掲載希望日の概ね 2 週間前までに、次の各号に定める必要書類をこども政策課まで提出すること。

- (1) 行事等掲載依頼書
- (2) チラシ、パンフレットなど行事等の概要が分かるもの（必要に応じて）

(免責事項)

第5条 ホームページへの掲載、又は掲載しないことによって発生したいかなる不利益に関しても、長崎市は一切の責任を負わない。また、行事等における事故・トラブル責任等については、各行事の主催者に帰属するものとし、長崎市は内容についての責任を一切負わない。